

「少年院教育の現状と課題～暴力性をなくす教育とは～」

國學院大學法学部法律学科 3 年 学籍番号：200740 西館幸祐

目次

- 1 はじめに～このテーマを選んだ理由
- 2 少年院教育の歴史
- 3 現在行われている教育
- 4 「教育」を見る視点
- 5 まとめ（適切な教育とは何であるか）

1 はじめに～このテーマを選んだ理由～

少年法第 1 条は少年法の目的を「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」としている。今回取り上げる少年院は保護処分の中でも最も拘束力の強いものである。私は先述の少年法の目的達成のために、少年院は閉鎖された中でどのような教育を行っているのかについて強い関心を持った。

そして、現在行われている教育を確認し、実際の小学校などで行われている問題を抱えた生徒に対する指導と比較しながら、よりよい教育方法はないかを検討していくことを本レポートの目的とする。

2 少年院教育の歴史

少年法及び少年院の歴史は大正時代に遡ることができる。1922 年、旧少年法及び矯正院法が成立する。この矯正院が、現在でいうところの少年院である。翌年、多摩少年院と浪速少年院が設置された。なお、児童自立支援施設にあたるものも存在しており、こちらは感化院と称した。こちらは明治時代から民間で創設され、1900 年には感化法が制定され各道府県に設置が義務付けられたため、少年院より歴史が古いことになる。

矯正院についての資料は少ないが、例えば矯正院法第 9 条には「在院者にはその性格を矯正するため厳格なる規律の下に教養を施しその生活に必要な実業を練習せしむ」という旨の条文が記載されているなど、教育の目的は概ね現代の少年法とは変わっていないと考えられる。同法第 13 条には仮退院の制度も規定されている。17 条のみからなる短い法律であるが、現代の少年院法と大きくは変わらない。

その現代の少年院が誕生したのは 1949 年のことである。現在の少年法及び旧少年院法が制定されたのである。教育的に大きな変化として、少年院に医療、初等、中等、特別という種別がつけられたことが挙げられる。ここで非行少年に対する教育方法の分離が行わ

れたのだ。同時に「収容して矯正教育を行うこと」が少年院の目的として明記された。その後もいくつかの変化が生じている。1971年には少年院における教育訓練要領案が提示され、義務教育や職業訓練などのモデルが示された。1977年に少年院の運営改善の一環として短期処遇の設置、長期処遇への処遇過程の設置が行われ、少年ごとに必要な処遇を目指している。2004年には「被害者の視点を取り入れた教育」を実施するようになり、少年に加害者のことを考えさせることにより、再非行防止に取り組んでいる。そして、2022年施行の改正少年院法によって、先述の初等少年院と中等少年院が一つになり、第一種少年院となった。同改正では特別少年院が第二種少年院に、医療少年院が第三種少年院となっている。少年院教育は、2022年改正法によって、1949年の少年院法制定以来の大きな転換を迎えることとなった。

3 現在行われている教育

ここからは現在行われている教育の種類を確認する。法務省によれば、少年院の教育は5種類に分けられている。

まずは生活指導である。犯罪白書によれば、生活指導は「善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な生活指導」¹とされる。また、少年が抱える特定の事情の改善のために、6種類の特定生活指導が実施されている。6種類とは、被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、性非行防止指導、暴力防止指導、家族関係指導、交友関係指導である。少年の立ち直りの根幹となる部分である。

次に職業指導である。「勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために必要」²な指導と定義される。少年の再非行率は犯罪白書によれば34.7%と低くない。その要因の一つは就職の難しさにあると考える。その点を解決すべく、就職支援は極めて重要である。

3つ目は教科指導である。少年院に入所する少年は必然的に学校には行かないことになる。年齢的には義務教育を終えていることも多いが正常に終わっていない者も少なくない。また、高等教育を行うことが更生の助けになることもある。これにより場合によっては出院後に復学することができるほか、文部科学省との連携により高等学校卒業程度認定試験を受験することもできる。

4つ目は体育指導である。体力向上などの身体的な成長目的に加え、スポーツを通じて遵法精神や協調性を養うことを目的としている。

最後に特別活動指導である。自主的活動、クラブ活動、情操的活動、行事、社会貢献活

¹ 法務省『令和3年版 犯罪白書』第3編/第2章/第4節/3

(https://hakusy01.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_3_2_4_3.html) 2023年1月17日閲覧

² 犯罪白書 前掲注(1) 第3編/第2章/第4節/3

動が行われる。社会貢献活動については、公共施設等の清掃活動をはじめとして、規範意識や社会性の向上を目的とした活動が行われている。

矯正教育は結局のところ矯正、健全な心身の育成、生きていくうえで必要な知識等をつけることを目的としている。健全育成は、「教育基本法に示された教育の理想像と同一のもの」³である。その目的の達成を、これらの教育はどれほど達成できているだろうか。

4 「教育」を見る視点

少年の非行事実や特性がさまざまであるから、少年に合う教育も様々である。本レポートでは、特に暴力性の高い少年に注目していく。まず、少年院との比較のため、小学校における暴力性を消した指導の実践例を取り上げる。

衝動的に手が出てしまう男子生徒の例である。両親もその子の暴力性を消すことができず悩んでおり、学校で要注意生徒扱いされていた。そのような生徒の暴力性を消すためにペア学習を行った。ペア学習を行うことで別の生徒とコミュニケーションをとることができるようになり、相手のことを考えることができるようになった。もう一つ行ったのが1日の振り返りの時間の導入である。1日の振り返りを行うことで自分のしたよいこと、悪いことを自覚させる、というものである。この二つを組み合わせることで、親にも手が付けられなかったような生徒の暴力性は消えた。⁴

ここで少年院において行われている5種類の教育と比較してみると、被害者のことを考える教育、義務教育、就労支援といった教育は行われている。協調性を育むものもあれば、内省の時間もある。しかし、他の在院者や法務教官などと自然に話せる時間は確保されていないのが現状である。女子少年院である榛名女子学園におけるインタビュー調査⁵によれば、少年院の入院者は集団生活を苦手とする少年が多い。しかし、世間では少年院経験者は「向社会的な存在」とされてしまう傾向がある。何かをうまく伝えられないがゆえに暴力に走ってしまう事例は多い。したがって、世間のイメージを変えることも重要であるが、少年院においてコミュニケーションをとれるようにする、という事も重要であると考えられる。それがなくては、暴力性が真に消えることはないのではないか、という事が先述の指導実践例から考えられる。少年院は暴力性を消すためにさらにこのような教育を積極的に取り入れるべきではないか。

³ 鷲野薫「少年院の現状と課題 一少年院法の改正を受けて一」105頁

(https://www.waseda.jp/prj-wipss/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiyo_09_Washino.pdf)

2023年1月18日閲覧

⁴ 丹野清彦・関口武「インクルーシブ授業で学級づくりという発想」(クリエイツかもがわ、2021年)59頁参照

⁵ 仲野由佳里・田中奈緒子・安藤藍・友澤茜編「少年院における社会復帰支援の取り組みと課題 - 榛名女子学園でのインタビュー調査から - 『刑政』第130巻3号82-93頁参照

5 まとめ（適切な教育とは何であるか）

現状の教育は非行傾向を治すための要素は多数ある。しかし、コミュニケーションをとることが苦手な少年が多いことを考えると本当に現在の教育が十分であるとは言えない。暴力性の原因はコミュニケーションの苦手さに一因があることは様々な調査からわかっている。このことから、さらにコミュニケーションをとることができる環境を少年院教育に取り入れることをここに提案し、本レポートの結論としたい。今回は暴力性に注目したが、発達障害を持つ少年やそもそも教育を受けることができていない少年など、個別に必要な教育はまだ存在する。そのような少年たちへの教育もまた研究していく必要がある。今後こちらの研究もまた進めていくこととする。